

古事記に於ける会話引用について

— 詔・白・曰・奏・告・言・云・謂 —

牧 田 周 子

序 論

古事記の文体に関して諸氏の論文があるがそれが観点を異にし、論争の形をとつて注意すべきである。古事記の文体を云々することは、即ち古事記の編纂事情表記意識を知ることである。会話引用について、神田秀夫氏「古事記の文体に関する「試論」(S・25・8)は—之は古代日本に quotation mark の意識がなく、長い引用辞句が挿入されると前後どう処置してよいか分らなかつた一証であつて—と述べられ、尾崎知光氏は「古事記の文体に関する序説的考察」名古屋大学文学部研究論文集—佛典式漢文式記法がとられている部分は、「ことば」の表記への移行が、その場合、そうした佛典式漢文式による方が、より有効であつたが故である。—と述べていられる。いづれにしても、安仿侶は、「ことば」を如何に表現するか「ことばに対する或る表記が如何に文献らしく表現するかを苦心したのであろう。題に示す各用字につき結論的に述

べ、研究の結果、不審に思う用字法について意見をのべた

い。
本論(資料・異同を省く)

〔詔〕古事記の全用例三例、書紀三元例、古事記は「詔」の引用形式は多いが(二種)書紀(五種は)少ない。

古賀精一氏の意見から考えると、書紀は、史書系統(詔「—」、詔曰「—」、下詔云「—」、詔之曰「—」、詔「—」詔「—」)を引用していると思われる。古事記(佛典には、古事記に表われた引用形式がない)と書紀は同一の手法をもちながら、古事記独自の形式を作つていつたのである。安仿侶の文体意識が翻譯的文体意識に支配されているながら(神田秀夫氏)如何にすれば古事記らしくなるかと苦心しただろう。「詔」は、皇祖神、天皇の言である。人物の取扱いについて、古事記と書紀を比較すると、皇祖神に対して、古事記は、「詔」、書紀は「曰」で表記している。これは即ち皇祖神に対する待遇意識のあらわれである。古事記では「詔」は公的発言及び私的発言に拘らず用いているが、書紀では殆んど公的発言にだけ用い、私的発言に「曰」をもつて表記している。登場人物を如何に待遇しているかと云うことを知ることにより、その撰録意識をもうかがい得るのである。

〔白〕古事記の全用例六例は最も多いが、書紀は二〇例にすぎぬ。これは書紀が古事記に比して漢文的で、競争意

識を持つていたからであろう。書紀では「白」が一、二卷にだけ（皇祖神）表われていることは、前述を裏づけるものである。漢書、後漢書、史記の形式と、書紀の形式とはほぼ同一である。古事記は佛典類、漢書による形式を用いている。「白」は、殆んど皇祖神、天皇への言であるが、又「詔」を用いた人物に対して用いている。当然反対の立場にありながら、表記者の意識で、火照命が火煮理命、雄略天皇が一言主大神に対して、身分を知る前後で用字も変えて用いている。これは、書紀にはみえないことであり、敬語的表記の意識と皇祖崇拜の思想を如実にみる事が出来る。

〔目〕古事記の全用例箇例、書紀三九例で最大数をもっている。古事記では、詔・白・曰が判然と区別されているが、書紀では、古事記ほど統一性がない。古事記の「曰」は、漢訳佛典系統だと推定されている（古賀精一氏）書紀は用例数から史書系統から引用したものと思う。「ノリタマハク」の調で表記したものは、特に敬語的表記を必要としない場合に用いている。「イフ」で表わす「曰」は、兄弟関係が多く、親密な関係を思わせる。「曰」は、詔白奏告に較べると、絶対値が決定してはず、調によつて、上下の差を示そうとしている。調も無意識に用いたのではなく、古事記の全文章を通して使いわけたのであろう。

〔奏〕古事記は、申下卷（垂仁、仲哀、仁徳、履中、雄

略、顕宗天皇）にだけ九例表われている。書紀では六例である。古賀精一氏の「奏」字は佛典ではほとんどみることが出来ない——から古事記の「奏」字は史書系統と一層関係があることが判る。「奏」字が申下卷に表われている理由として考えられることは、申下卷には、純漢文、準漢文の文章が多いことも考えられる。即ち純漢文体で書かれた文章が多いことも考えられる。即ち純漢文体で書かれた文章は、崇神、垂仁、仲哀、仁徳、履中、安康、雄略、顕宗記）に表われていて「奏」字を用いている。申下卷に純漢文の文章の多い理由として、津田左右吉氏「日本古典の研究」（下巻 p.38—40）は①純粹の日本語を写したものでない事②支那思想に由来している③儒教思想が有力になつて来た大化改新後に記されたものであること④支那思想を反映している記事が多い事をあげられているが、必ずしも儒教的思想を反映している記事のみに限られていない。津田氏の諸言も考えると共に、申下卷が特に漢文的構文を基礎に書かれているからして、当然のこととして、漢文の句法及び字法の制限をうけていることは考え合せるべきである。用字のどれ一つを引き出してみても、それは古事記の本質や、編纂事情にまでもつながりをもっていることが判る。

〔告〕古事記では、上中卷に一六例、書紀三例である。古事記では殆んど上卷だけであり、引出形式は二種である。

經書史書の告「一」は、書紀、二例、佛典形式の告「一」が古事記に四例である。引用した形式が異つてゐることが判る。古事記が上から下への言としてののみ用いられてゐる（伊耶那岐命、高木神、天照大御神、須佐之男命八十神）のに対して、書紀では下から上への言としても用いており、古事記と書紀の用字法の相違を知ることが出来る。

〔言〕古事記の全用例四例、書紀をみると二六例表われている。形式は、古事記と書紀は共通した言「一」式を多く引用してゐる。古賀精一氏によると「謂言など佛典系統かと思われるものもあるが、さりとて經書史書と明確に區別されるほどの用法の差も見出せない」と述べられてゐるが、両書の引用形式からみると、同系統のかとも考えられるが、用例数において、書紀では、曰詔の次に多い形式であり、佛典からのみ引用したとは考えられず、それ／＼両書が引用したものか、偶然一致したものか、或いは、古事記が經書史書系統から引用したのかいづれかである。

〔云〕古事記の全用例二例、書紀三例で卷別により偏在してゐる。引用形式では両書とも云「一」の形式が多く古事記（一七例）、書二例である。

「云」が佛典系のものであるか、史書系統の影響であるか判明しないが、両書の用例数の比が小さいこと。両書の引

用形式が大体同一であることから、佛典系によるのではないかと思う。書紀の「云」は、時人云「一」有人云「一」或人云「一」昔人云「一」と云う様に用いてゐる。訓別には、ノルハ例、マラス三例、「イフ」三例で、内容は教示相談等に用いてゐる。

「云」で表記した天皇の言は、雄略天皇のみで、伊耶那岐命、高御巢日神、倭建命水歯別命）であり、「云」の表記価値は余り大きくないのである。

「謂」古事記四例（上巻）のみで、形式は三種、書紀は二〇例、形式は五種である。火袁理命が火照命に対して、謂曰「一」で表記してゐるが、争いの結果兄が弟に負けて服従を誓つた時の言は、「白」で表記してゐる。こゝでは争いの前であり、「白」「云」「言」で表記すべきであるが、「謂」が用いられてゐる、表記者の意識的表記であれば、下から上への言ともみられる。古事記に対する書紀の二〇例は佛典系統によるとは断定出来ぬ。古事記は史書、佛典系統、古事記独自の形式で表記したのである。又「謂」が上巻だけであり、少範圍に偏在してゐることから、原資料の登揚も考えられる。

次に諸参考書において疑問に思われるものについて述べたい。

①伊耶那美命先言「阿那瀨夜志愛袁登古袁」

伊耶那岐命は伊耶那美命に対し、「詔」・「告」・「云」・

半切しなむか。西書の月夜麩の具が小さいこと。西書の弓

伊耶那岐命は伊耶那美命に次し「詔」・「告」・「云」・

「言」の字を用いており、伊耶那美命は、「白」・「言」で表記している。上代の身分関係から考えてみても妻は夫より下位であるから、本文の「ノリタマハク」は「マラシタマハク」と訓むべきであろう。「マラシタマハク」で発言したものをみると、すべて下から上への言である。

② 須勢理毗売命以虺比礼授其

夫云「其蛇将」咋以比礼三举打撥

「ノリタマハク」と訓む用例は、御祖命、高御巢日神、倭建命、火爾別命など、すべて上から下への言で、これに似た状態で倭建命に対して、爾其后名弟橘比卖命白之「妾易御子而入海中御子者所遣之政遂応覆奏」がある。この場合、大國主命の妻であり、「マラシタマハク」と訓みたい。

④ 答曰「所以為然者」唯父王之仇不可非報如此奏「曰」

は上から下への言であり「奏」は下から上への言である。兄の袁祁命が、天皇である意富祁命に対する言である。「白」は下から上への言で、伊耶那美命、伊耶那岐命等に対しては、こゝは「白」に直したい。曰「一」奏と云う呼応は正しくないと思う。訓のみでなく、用字に於いても前後正しく用いるべきである。

⑤ 給其兄時言状者「此鉤者淤煩鉤須須鉤宇流鉤」云

前後呼応する場合であるが、言と訓むならば、云と訓むべきだろう。弟から兄への言であるが、兄弟の身分の変化したことを安仍侶が意識して用いたものとして、火照命から火袁理命に対して「白」をもつて表記していること、は、言状者「一」云と統一すべきである。

⑥ 答曰「僕者国神」

神武天皇に対して宇豆毘古が答えるところであり、用字の上でも「白」としたい。倉野氏の「僕」字は古事記では「白」字と縁の深い文字だと云われることも有力な証拠となるだろう。

⑦ 故料曙立王令宇氣比曰「因押

此大神誠有驗者佳是鸞巢池之樹鸞乎宇氣比落」如此詔之時右の傍点の「令一曰」は、國家大系本「マラサシメケラク」古訓古事記、古事記伝「マラサシムラク」と訓まれるから諸註釈書はこの訓をとっている。古事記に於ける呼応の例をみると、伊耶那岐命告桃子「汝如助

吾……」告

。天忍穗耳命於天浮橋多々志而詔之「豊原之千秋長五百秋之水穗国者……」告而

。爾答白之「僕子等二神隨白……」如此白而

又。里人の吾に告樂「——」登

人會告鶴(万十三三三〇三)

。御命以朕勅「——」止勅岐

(統記宣命二十九詔)

。乃大穴持之申給「——」申天

(出雲国造神賀詞)

。かちとりのいはく「——」といふ(土佐日記二月五日)

の如くすべて呼応が正しい。「古事記の白曰両字について」(古事記年報古賀精一氏)には、前後の文からみて、「字氣比曰」(国家大系本)「字氣比白」(他六本)のいづれかにするべきである。「皆」字の比の下は、寛永版本だけが白で、他の諸本みな「曰」となっている点、字氣比の言の後に「如此詔之時」とある点などから、詔字と対応

して「曰」を原形とすべきかもしれない、一方詔との前後矛盾するが、字氣比の神に祈誓すると云う本義からみれば「白」とすべきようでもある。しばらく「白」として旧に従いつゝ疑を残しておく一と述べられている。「白」は「ノリタマハク」とは訓まぬから国史大系本の「曰」を原形として考えるべきではなからうか。字氣比について書紀をみると、

。故鹿葦津姫——而誓之曰「妾

所娠若非天孫之胤必当蠶

滅……」

。天皇於茲予祈之曰「必遇其

佳人道路見瑞」

である、「曰」に対する書紀の用意識用字法から、古事記と通用すれば「曰」の疑問も解決出来るのではなからうか。

⑧ 答曰「所以為然者父王之怨

欲其靈……雖為父之怨還為

我之從父此如奏者(下顯宗天皇記)

この場合兄意富祁命が天皇に対する言で、意富祁命は天皇に対して、奏言「——」復奏言「——」で表記してい

の言の後に「如此詔之時」とある点などから、詔字と奏

る。曰は上から下に対する言であり又奏は下から上に対し
てあらわれている。用字法から、「曰」を用いてあるのは
正しくないと思う、こゝでは、下から上への言であるから
当然「奏」と対応させて、「白」にした方が正しいと思わ
れる。又前後の文脈又意富祁命の用字法からみても下から
上に対する言として用いたい。

〔三十二年度卒業〕

懸詞の研究

—古今・新古今を資料として—

長 野 倫 子

古今・新古今時代における懸詞とはどのようなものか。
又両集間の時代差は懸詞にどのような差異を生み出させる
ものであろうか。本稿は、懸詞を分拆しつゝ、同時に二集
を比較検討していこうとするものである。

なお、その主な検討分野として次のものを掲げる。——
数的な問題。種類とその慣用性の問題。構成に関して。
品詞から見た懸詞。——これらの事につき、順次述べてい

きたいと思う。

二

まず数及び作者に関して検討していくに、古今の総歌数
一一一首中、懸詞の用例は二三八例、新古今は総歌数一
九七九首中、用例三三三例である。しかし考えねばならな
い事は、新古今には万葉。古今時代の作者の手に成つたも
のが多く存在する事である。こゝで意図するところは、古
今、新古今、両時代における懸詞の比較考察であるから、
当然、前時代のものを抜出することが必要となつてこよ
う。なお、こゝでは新古今のみが問題となる、
総歌数一九七九首中、一一二首（概数）が万葉・古今時
代のものであるから、残る一八五七首を新古今時代のもの
とみてよからう。

用例における前時代のものは、万葉四例、古今十八例で
ある。

以上の抜出により、古今及び新古今は、時代的、数的に
同等の立場に立つことが初めて可能となるもので、古今と
古今時代とはほど一致し、新古今においても同じ事が言え
るのである。

こゝで、二集各々の総歌に対する用例数の百分比をとつ
てみるに次の如くである。